

令和3年度集団指導資料

全サービス共通 (富山市事業所用)

[目次]

【指導監査課】

- 1 令和3年度指導監査実施状況等について 1

【介護保険課】

- 2 令和3年度4月介護報酬改定等に関する説明会資料 9

【生活支援課】

- 3 生活保護法における介護扶助制度について 18

令和3年度指導監査実施状況等について

1 令和3年度実施結果

(1) 所管対象法人・施設・事業所数、実施数等

(単位:か所)

区 分		指導周期	所管数	実施数	
1 社会福祉法人		原則として、3年に1回	57	1	
2 施設	保護	救護施設	1		
	老人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム(地域密着型含む)、軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)	50		
	介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	29		
	障害	障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設	13		
	児童	母子生活支援施設	毎年	1	
3 事業所	介護 (介護 予防、 総合 事業含 む)	(1) 訪問介護、訪問入浴介護	原則として、4年に1回 (社会福祉法人及び医療法人が運営するものは、原則として、3年に1回)	254	4
		(2) 通所介護、地域密着型通所介護		391	6
		(3) 短期入所生活介護		100	
		(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護		6	
		(5) 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護		135	6
		(6) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護		51	3
		(7) 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導		90	
		(8) 通所リハビリテーション		12	
		(9) 短期入所療養介護		14	
		(10) 特定施設入所者生活介護		10	
		(11) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売		142	24
		(12) 居宅介護支援、介護予防支援		174	7
	障害	(1) 障害福祉サービス事業所	原則として、3年に1回	464	4
		(2) 基準該当障害福祉サービス事業所		23	
		(3) 障害児通所支援事業所		99	
	有料老人ホーム		適宜	43	
	児童	(1) 保育所	毎年	1	
(2) 幼保連携型認定こども園		原則として2年に1回	62	1	
(3) 保育所型認定こども園		毎年	1	1	
(4) 地域型保育事業			9	7	
4 実施機関	長寿福祉課、こども支援課、こども育成健康課	毎年	3	3	
合計			2,235	67	

(2) 実地指導体制、実地指導日数・事業(所)数等

- ① 指導監査課体制 課長ほか職員4名(計5名)
- ② 21日、67事業等(社会福祉法人・施設・事業所・実施機関)

(3) 指導監査重点事項

<介護保険施設・事業所>

- ①ケアプランが利用者の課題等を踏まえ、必要なサービスを提供する内容になっているか。
- ②ケアプランに基づく個別介護計画が適切に作成され、それに沿ってサービスが提供されているか。
- ③届け出た加算等について報酬基準等に基づいた運営が適切に実施されているか。
- ④高齢者虐待防止、身体拘束適正化に向けた取組みがなされているか。
- ⑤ヒヤリハット・事故の防止、苦情処理対応などの取組みが適切か。
- ⑥非常災害等を想定した防災計画が策定され、訓練を実施しているか。

2 指摘及び指導事項の主なもの(令和2年度及び令和3年度実施分)

(1) 運営に関する基準(各サービス共通事項)

ア. 人員、職員配置に関すること

- 人員配置基準上、必要とされる人員が配置されていない。

人員配置基準を満たしているか、常に確認を行ってください。特に、職員の異動がある場合等、体制に変更があった場合は注意してください。

- 管理者及びサービス提供責任者のタイムカード又は出勤簿等がなく勤務実態が確認できなかった。

勤務実態が把握できる記録がないと、人員基準を満たしていることを確認できません。従業者全員について、勤務実態が把握できる記録を整備してください。

- 管理者が非常勤で、同一敷地内等以外の事業所の管理者又は従業者を兼務している。(訪問介護)

管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事しなければなりません。管理者が他の職務を兼ねることができるのは、当該事業所の従業者としての職務に従事する場合や、同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合など、一定の要件を満たす場合のみ兼務することが可能ですので注意してください。

- 事業所の管理者が変更されていたが、富山市へ届出していない。

事業所の管理者や運営規程等に変更があった場合は富山市への届出が必要です。

- 同一法人で複数の事業所が存在する場合、従業員の勤務表や勤務時間の実績が、事業所ごとに明確に区分されていない。

利用者に対し適切な支援やサービスが提供できるよう、また、事業ごとに人員基準等を遵守していることがわかるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めてください。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、兼務関係を明確にし、勤務の実績を正確に記録してください。

イ. サービスの利用開始の手続き等に関すること

- 居宅介護支援の業務が適切に行われていない。（居宅介護支援）

指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること」、「利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること」及び「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等」について、文書を交付して説明を行っていない。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合として、運営基準減算（所定単位数の50/100に相当する単位の算定。また運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。）となります。重要事項説明書等に明記し、文書の交付に加えて懇切丁寧な説明を行い、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名をもらってください。

ウ. 利用者負担額の実領、給付費の通知に関すること

- 法定代理受領サービスで、利用者から利用料の一部を受領していない。

法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から法令に定められた利用料の一部を受領してください。

エ. 個別サービス計画等の作成に関すること

- 個別サービス計画が未作成のままサービス提供されている事例が見受けられたほか、利用者から同意を得たことが記録として確認できず、若しくは個別サービス計画を利用者に交付していない事例が見られた。

居宅サービス計画の内容に沿って、個別サービス計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者等の同意を得て、その計画を利用者等に交付してください。

- 居宅介護支援事業所からの指示によりサービスの提供回数が増えたにもかかわらず、個別サービス計画の見直しを行っていない。

サービスの内容を変更する必要がある場合は、必ず個別サービス計画の見直しを行ってください。

- 個別サービス計画作成に係る一連の手続き（アセスメント、サービス担当者会議への出席、利用者への説明・同意・交付、モニタリング、計画の見直し等）が適切に行われていない。

サービスの提供は、一連の手続きを経て作成された個別サービス計画に基づき、適切に行わなければなりません。モニタリング等を踏まえ、サービスの内容を変更する必要がある場合は、必ず個別サービス計画の見直しを行ってください。

- 他者の個人情報に記載された用紙の裏面を使用し、利用者のサービス提供に関わる記録を保管していた。

利用する必要がなくなった個人情報に記載された用紙等は遅滞なく処分するなど、個人情報の漏洩防止に注意してください。

- 訪問介護計画は、サービス提供責任者が作成することとされているが、サービス提供責任者ではない者が作成者として記載されている。（訪問介護）

サービス提供責任者が、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成してください。

- 訪問介護計画の所要時間が明記されていない。（訪問介護）

訪問介護の所要時間については、訪問介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間を「所要時間」として所定単位数を算定することから、訪問介護計画にはサービス内容とその所要時間の関係を明確に記載してください。

- 居宅サービス計画について、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合は、あらかじめ利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、主治の医師等の意見を求めたことについて記録を残していない。（居宅介護支援）

居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の意見を求めたことについて記録を残してください。

- 居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合は、意見を求めた主治の医師等に居宅サービス計画を交付しなくてはならないが、交付していない。（居宅介護支援）

居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合は、意見を求めた主治の医師等に計画を交付し、交付したことについて記録を残してください。

- 軽度者に対して対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合に、指定福祉用具貸与費の算定が可能な状態像である者に該当することを確認した書類を保存していなかった。（福祉用具貸与）

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、利用者等告示第 31 号のイの状態像に該当する者であることを、算定の可否の判断基準（老企第 36 号 第 2 の 9 (2)）に基づいて確認した文書等を保存してください。

オ. その他の運営基準等

- 介護職員の研修計画や研修の実施状況が確認できない。

職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保し、記録を残してください。

- サービス提供により利用者が医療機関に受診した事故など、富山市等に報告が必要な事故について、報告されていない。

事業者は、サービス提供中に、富山市等に報告が必要な事故が発生した場合は、利用者の属する保険者と富山市に報告が必要ですので、速やかに報告を行ってください。なお、報告が必要な事故については、「介護保険事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」（富山市 HP に掲載）を参照してください。

- 非常災害に備えるための計画が作成されていない。又は避難訓練が実施されていない。

- ・ 非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的計画を立て、従業員に周知を行ってください。「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画のことをいいますので、火災等を想定した消防計画だけではなく、想定される自然災害に対処するための計画も作成してください。
- ・ また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施してください。さらに、地域と連携した災害対策を推進するために、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

- 福祉用具の保管・消毒の業務を委託等により他の事業者に行わせているが、受託者により当該業務が運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認していなかった。（福祉用具貸与）

福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録してください。

- 運営推進会議について（地域密着型サービス）

- ・ 運営推進会議が基準どおりの頻度で開催されていない。

- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していなかった。

- ・地域密着型サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区域を管轄する地域包括支援センターの職員その他の知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2箇月に1回以上(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護はおおむね6月に1回以上)、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。
- ・また、運営推進会議の開催に当たっては、利用者本人又は家族からの意見を広く聴取できる方法を工夫するとともに、会議の記録を作成して公表してください。

- 認知症対応型共同生活介護事業者は、自己評価及び外部評価を実施し、それらの結果を公表しなくてはならないが公表していなかった。(認知症対応型共同生活介護)

- ・認知症対応型共同生活介護事業者は、自己評価を実施するとともに、定期的に外部の者による評価及び運営推進会議における評価のいずれかを選択して第三者評価を受け、評価の結果について、入所者及びその家族に提供するほか、事業所内の見やすい場所に掲示する、ホームページを活用するなどの方法により公表してください。

(2) 給付費の算定及び取扱い

- 特定事業所集中減算(居宅介護支援)

- ・特定事業所集中減算の適用漏れがあった。
- ・定められた書類を作成していなかった。

- ・正当な理由なく、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等(訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合は、1月につき200単位を所定単位数から減算してください。また、割合は事業所単位ではなく、事業者(法人)単位で算出することに、留意してください。
- ・割合が100分の80を超える場合であっても、地域にサービス事業所が少数である場合等正当な理由がある場合は、当該理由を富山市に提出し、減算に該当するか否かの判断を求めてください。
- ・定められた書類は、全ての居宅介護支援事業者において作成してください(割合が100分の80を超えない場合も作成が必要です)。算定の結果、割合が100分の80を超えた場合は、定められた期日までに書類を富山市に提出してください。

- 初回加算(訪問介護)

- ・初回加算の要件を満たしていない事例が見受けられた。

指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定

訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行する必要があります。

○ 特定事業所加算（訪問介護）

- ・ 計画的な研修の実施（訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定し実施すること）が行われていない。

- ・ 特定事業所加算の算定に当たっては、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、登録型の訪問介護員等を含む全ての訪問介護員等（特定事業所加算（Ⅳ）の場合は、サービス提供責任者）ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していることが必要です。
- ・ また、特定事業所加算には複数の算定要件がありますので、すべての算定要件を満たしているか定期的に確認を行い、要件を満たさなくなった場合は、速やかに富山市へ届出を行ってください。

○ 2人の訪問介護員等による訪問介護（訪問介護）

- ・ 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていない。
- ・ 2人で訪問していることが記録から確認できない。

当該加算の要件は、2人の訪問介護職員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するときです。

- イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

○ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、ロ（通所介護）

- ・ 個別機能訓練に関する必要な記録を残していなかった。

個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしてください。

- ・ 個別機能訓練計画について、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の生活状況等を確認しなくてはならないが、確認の期間が3月を超えていた。

個別機能訓練計画は、3月に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に

対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行ってください。

○ 入浴介助加算（Ⅱ）（通所介護）

- ・利用者の動作及び浴室の環境を評価したことがわかる記録を残していなかった。

- ・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（以下「医師等」）が利用者の居宅を訪問し、利用者の状況を踏まえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価したことがわかる記録を残してください。
- ・当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成してください。

※その他、各種加算を算定する際の注意事項

加算は、各サービスの基本部分の報酬算定における運営基準や人員の配置基準よりも厳しい要件を満たした上で、基本となるサービスよりも手厚いサービスを利用者に提供したこと等が評価されて請求が可能となる報酬です。そのため、各種加算の算定要件を満たしている事実を確認できるように記録を残しておく必要があります。しかしながら、実地指導において、加算の算定要件を満たしていることについて確認できる記録を残していない事例や、加算の算定要件の理解に誤りがあったため要件を満たしていなかった事例が見受けられます。加算を算定する場合は、加算に関する法令や通知等をよく確認した上で、加算の算定要件を満たしていることが確認できるように記録を残してください。また、不明な点がある場合は介護保険課に確認するなど、加算の算定要件の解釈に誤りがないよう注意してください。

令和3年度4月介護報酬改定等に関する説明会資料（富山市）

(1) 「富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、関係条例について所要の改正を行います。

条例本数：11本

【施行日：R3.4.1（一部除く）】

No.	条例の名称	主な改正の概要
1	富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染症対策の強化 指定居宅サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】 ② 業務継続に向けた取組の強化 指定居宅サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】 ③ ハラスメント対策の強化 指定居宅サービス事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。 ④ 虐待防止の取組の強化 指定居宅サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】 ⑤ 会議等における情報通信機器の活用 指定居宅サービス事業者は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。
2	富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染症対策の強化 指定地域密着型サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】 ② 業務継続に向けた取組の強化 指定地域密着型サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】 ③ ハラスメント対策の強化 指定地域密着型サービス事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。 ④ 虐待防止の取組の強化 指定地域密着型サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】 ⑤ 会議等における情報通信機器の活用 指定地域密着型サービス事業者は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

<p>3</p>	<p>富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>① 管理者要件の改正 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等のやむを得ない理由がある場合には、主任介護支援専門員以外の介護支援専門員を管理者とすることができることとする。(別途「管理者確保のための計画書」の提出が必要)</p> <p>② 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応 その事業所において作成されるケアプランについて、サービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める場合には、市町村からの求めに応じ、ケアプランの検証及び市町村への届出を行わなければならないこととする。(令和3年10月1日施行)</p> <p>③ 感染症対策の強化 指定居宅介護支援事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならない。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>④ 業務継続に向けた取組の強化 指定居宅介護支援事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑤ ハラスメント対策の強化 指定居宅介護支援事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>⑥ 虐待防止の取組の強化 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑦ 会議等における情報通信機器の活用 指定居宅介護支援事業者は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p> <p>⑧ 管理者要件の緩和 令和3年3月31日現在において主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該者が管理者である間に限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものとする。(条例公布の日から施行)</p>
<p>4</p>	<p>富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>	<p>① 感染症対策の強化 指定介護予防サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>② 業務継続に向けた取組の強化 指定介護予防サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>③ ハラスメント対策の強化 指定介護予防サービス事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>④ 虐待防止の取組の強化 指定介護予防サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑤ 会議等における情報通信機器の活用</p>

		<p>指定介護予防サービス事業者は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p>
5	<p>富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>	<p>① 感染症対策の強化 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>② 業務継続に向けた取組の強化 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>③ ハラスメント対策の強化 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>④ 虐待防止の取組の強化 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑤ 会議等における情報通信機器の活用 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p>
6	<p>富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>	<p>① 感染症対策の強化 指定介護予防支援業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならない。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>② 業務継続に向けた取組の強化 指定介護予防支援業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>③ ハラスメント対策の強化 指定介護予防支援業者は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>④ 虐待防止の取組の強化 指定介護予防支援業者は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑤ 会議等における情報通信機器の活用 指定介護予防支援業者は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p>
7	<p>富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>① 業務継続に向けた取組の強化 特別養護老人ホームは、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を作成し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>② ハラスメント対策の強化 特別養護老人ホームは、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならないこととする。</p>

		<p>る。</p> <p>③ 虐待防止の取組の強化 特別養護老人ホームは、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>④ 会議等における情報通信機器の活用 特別養護老人ホームは、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p>
8	富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<p>① 感染症対策の強化 指定介護老人福祉施設は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>② 業務継続に向けた取組の強化 指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>③ ハラスメント対策の強化 指定介護老人福祉施設は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>④ 虐待防止の取組みの強化 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑤ 会議等における情報通信機器の活用 指定介護老人福祉施設は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p>
9	富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	<p>① 感染症対策の強化 介護老人保健施設は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>② 業務継続に向けた取組の強化 介護老人保健施設は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>③ ハラスメント対策の強化 介護老人保健施設は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>④ 虐待防止の取組みの強化 介護老人保健施設は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑤ 会議等における情報通信機器の活用 介護老人保健施設は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p>
10	富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>① 感染症対策の強化 指定介護療養型医療施設は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>② 業務継続に向けた取組の強化 指定介護療養型医療施設は、感染症や災害が発生した場合において</p>

		<p>も必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>③ ハラスメント対策の強化 指定介護療養型医療施設は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>④ 虐待防止の取組みの強化 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑤ 会議等における情報通信機器の活用 指定介護療養型医療施設は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p>
11	富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	<p>① 感染症対策の強化 介護医療院は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>② 業務継続に向けた取組の強化 介護医療院は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>③ ハラスメント対策の強化 介護医療院は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>④ 虐待防止の取組みの強化 介護医療院は、虐待の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととする。【令和6年3月31日までの経過措置あり】</p> <p>⑤ 会議等における情報通信機器の活用 介護医療院は、実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。</p>

(2)加算の届出について

サービス種類	通常の届け出に係る加算等の算定の開始時期
訪問通所サービス/福祉用具貸与/居宅介護支援/介護予防支援/定期巡回・随時対応サービス/夜間対応型訪問介護/地域密着型通所介護/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護	<p>①毎月15日以前に届出 →翌月から算定</p> <p>②毎月16日以後に届出 →翌々月から算定</p>
短期入所サービス/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/地域密着型介護老人福祉施設/介護保険施設	届出が受理された日の翌月から算定（月の初日の場合はその月から算定）

(3) 第8期介護保険事業計画（施設整備計画）について

第8期介護保険事業計画に基づき、以下のとおり第8期期間における整備目標数を定め、公募方式により令和3年度に事業予定者を選定しました。

【第8期介護保険事業計画における整備の目標値】

	施設区分	第7期選定分まで (A)	第8期整備数(B) 令和3~5年度	令和5年度末 (A+B)
地域 密着型 サー ビス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5事業所	2事業所	7事業所
	認知症対応型通所介護	27事業所 (264人)	1事業所 (12人)	28事業所 (276人)
	小規模多機能型居宅介護	28事業所 (741人)	2事業所 (58人)	30事業所 (799人)
	認知症対応型共同生活介護	48事業所 (669床)	2事業所 (36床)	50事業所 (705床)
	地域密着型介護老人福祉施設	15事業所 (374床)	0	15事業所 (374床)
	看護小規模多機能型居宅介護	5事業所 (137人)	3事業所 (87人)	8事業所 (224人)
	特定施設入居者生活介護	206床	90床程度	296床程度

令和3年度富山市地域密着型サービス事業者等の公募の選定状況について

サービス名	公募数	選定数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	0事業所
認知症対応型通所介護	1(+1)事業所	2事業所
小規模多機能型居宅介護	2事業所	2事業所
看護小規模多機能型居宅介護	3事業所	1事業所
認知症対応型共同生活介護	(2事業所) 4ユニット	(2事業所) 3ユニット
特定施設入居者生活介護	90床程度	(2事業所) 35床

(4) 総合事業に係る介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスについて 総合事業の単価

総合事業の単価は、国が定める額を基準に、市町村が定めるものとされております。

国では、総合事業の単価を令和3年4月から改正することとしており、富山市においても令和3年4月から介護予防訪問介護サービス・介護予防通所介護サービス・介護予防ケアマネジメントの単価について、国の改正内容を踏まえた改正を行っております。

(5) 業務管理体制の整備に係る届出書の提出先の変更について

令和3年4月1日より、指定事業所が富山市内にのみ所在する事業者の提出先が、富山県から富山市に変更となります。（※詳細は別紙リーフレット参照）

また、提出先が富山市となる事業者は、今後、指定更新の際に「業務管理体制の整備に係る自己点検表」を新たに提出していただくことになります。

(6) 各様式のパ印の廃止について

令和3年4月1日より、各種申請書や届出書等のパ印が不要となります。

また、今まで記載いただいていた「原本証明」につきましても、不要となります。

なお、社会福祉法人の設立及び運営に係る手続きにつきましても、同様です。

【担当】

介護保険課管理係 443-2041

給付係 443-2193

令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、
原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

区分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ 所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)の みを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制の整備に係る自己点検表

◎業務管理体制の整備に係る自己点検表は、原則として事業者（法人）の法令遵守責任者がご記入いただきますようお願いします。

法人名			
記入担当者職・氏名・連絡先	(職名)	(氏名)	(TEL)

チェック項目	適	不適	非該当
1 法令遵守責任者の選任 事業者（法人）で1人、法令遵守責任者を選任し、届け出ているか。 ①・法令遵守責任者の届出 済 ・ 未済 所属・職名 _____ 氏名 _____ ②法令遵守についての方針を定め、職員に周知をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 事業者（法人）としての法令遵守の体制の構築 下記のような体制を執れるように、事業者として措置しているか。			
2-1 人員の確保 ○ 各事業所（施設）に、毎日従業者の人員を確認させ、定期的に報告を求める等をして、人員を確保しているか。 ○ 各事業所（施設）の人員が不足したとき又は不足するおそれのあるときは、人員について権限のある部署に報告させ、人員を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2 定員の遵守（定員遵守が求められているサービス） 各事業所（施設）に、毎日利用者数を確認させ、定期的に報告を求める等をして、届け出られた定員を超えないように管理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-3 設備基準の遵守 各事業所の設備基準の遵守について、常に管理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-4 高齢者虐待防止及び身体拘束抑制 高齢者虐待防止及び身体拘束抑制について、従業者に周知し、研修等を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-5 事故の発生防止 事故の発生防止について、従業者に周知し、研修等を行っているとともに、事故が発生した場合、発生するおそれがあったときは、情報を集約し、再発防止策を徹底しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-6 その他の運営基準の遵守 その他の運営基準（利用者への説明、計画の作成、記録の作成等）について、運営基準に従業者に周知し、研修しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-7 適正な介護報酬請求 各事業所（施設）の毎月の介護報酬請求前に、請求が法令の要件を満たしていることを、確認させる等をして、適正な介護報酬請求を行うように措置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-8 他法令遵守 労働基準法、労働安全衛生法、健康保険法、建築基準法等の他法令の法令遵守について従業者に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 法令遵守規程【事業所（施設）数 20 以上の法人のみ】 法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知しているか。 （周知方法： _____ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 業務執行の状況の監査【事業所（施設）数 100 以上の法人のみ】 業務執行の状況の監査を定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

令和4年3月29日

介護機関管理者 様

富山市福祉保健部生活支援課長

生活保護法における介護扶助制度について

生活保護法による介護サービスの提供及び援助等につきまして、日ごろから格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、生活保護受給者の高齢化が進み、介護扶助を受給している被保護者数も増加傾向にあります。

そこで、生活保護法における介護扶助制度の趣旨、事務取扱等について、改めて、指定介護機関介護担当規程等と併せて周知いたしますのでご配慮願います。

今後とも、生活保護法における介護扶助の適正実施についてご協力を賜りますようお願いいたします。

事務担当：富山市福祉保健部
生活支援課
TEL 076-443-2256
FAX 076-433-5316

生活保護法における介護扶助制度について

1 介護機関の指定申請と変更等の届出について

介護事業者が生活保護を受けている方に対し介護サービスを提供する場合は、事前に生活保護法の指定介護機関として、指定を受ける必要があります。

富山県では、富山市内に所在する介護事業所については、富山市長が、それ以外の市町村に所在する介護事業所については、富山県知事が指定を行います。

(1) 平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法の指定を受けた介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）

指定申請が必要です。

なお、申請書式は富山市生活支援課にありますので、ご連絡ください。

富山市生活支援課：TEL 076-443-2256

(2) 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けた介護機関

生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなし、申請は不要です。

また、指定介護機関は、みなし指定の事業所も含め、指定介護機関の名称、所在地や管理者の変更等がある場合、休廃止をする場合等は、介護保険法とは別途に、生活保護法に基づく届出が必要ですので、ご注意ください。

なお、申請書式は富山市生活支援課にありますので、ご連絡ください。

富山市生活支援課：TEL 076-443-2256

2 申請書及びケアプランの提出について

生活保護受給者の介護扶助費を国民健康保険団体連合会（以降、国保連）へ請求するには、福祉事務所が発行した介護券が必要です。

福祉事務所では、被保護者の方から提出された、保護申請書の一般事項のほか、要介護認定結果通知書（写）、被保険者証（写）、ケアプラン（写）をもとに介護扶助の決定を行います。

ただし、要保護者が希望する場合や保護の迅速な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、福祉事務所は、介護事業所に直接ケアプランを提出するよう求めることもあります。

なお、福祉事務所にケアプランを提出する際は、あらかじめ本人の守秘義務解除の同意を得る等、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

3 介護報酬等の請求手続きについて

居宅介護費・介護予防支援費（ケアプラン作成費）は、被保護者が介護保険の被保険者である場合は、介護保険から全額給付されます。被保護者が被保険者でない場合は、介護扶助で全額支払われます。

被保険者でない者の場合は、サービス提供事業者と同様に福祉事務所から「生活保護法介護券」の交付を受けてから、国保連に請求します。

国保連への請求の際は、福祉事務所から交付された介護券の内容を確認し、受給者番号等必要事項を正しく転記し、介護給付費明細書を作成して請求してください。

なお、生活保護制度は他の法律や施策の優先活用が原則ですので、介護扶助による公費負担の優先順位は、最後になります。

入院等により、サービス提供がなかった場合は、送付された介護券を当該福祉事務所に返送してください。

4 本人支払額

福祉事務所では、介護扶助を決定する際に、被保護者が負担できる収入があると認定した場合には、その負担できる額を「本人支払額」として介護券に記入します。

交付された介護券に本人支払額が記入されている場合は、その額を当該被保護者に請求してください。介護給付費明細書には、「公費分本人負担額」の欄に自己負担額を記載し、その額を差し引いた額を「公費請求額」の欄に記載します。

なお、本人支払額の上限額は、15,000円です。ただし、施設入所者については、15,000円に食費を加えた額となりますのでご注意ください。

5 その他

原則として、生活保護法の指定介護機関のみが生活保護受給者にサービスを提供することができます。

富山市にて生活保護を受けている方に対し、初めて介護サービスを提供する場合には、貴機関が生活保護法による指定を受けているかどうか、富山市生活支援課に確認するようお願いいたします。

「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合」には、指定介護機関以外の事業者（基準該当サービスの提供事業者等）の利用も認められますが、国保連を通じた支払いができません。（福祉事務所からの直接払いになります。）

被保護者が指定介護機関の指定を受けていない事業者のサービスを希望した場合は、事前に福祉事務所へ相談してください。

また、介護認定の変更や利用事業者の増減があった場合、医療機関に入院する場合等、変更事項が生じた場合は、まず当該福祉事務所にご連絡ください。その他、日々の業務で生じたご不明点や相談事項についても、当該福祉事務所にご相談くださいますようお願いいたします。

指定介護機関介護担当規程

平成12年3月31日

厚生省告示第191号

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条 第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日

厚生省告示第 214 号

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。